

(写)

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第13号

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年龍ヶ崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、龍ヶ崎市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(龍ヶ崎市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により龍ヶ崎市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により龍ヶ崎市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 龍ヶ崎市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、龍ヶ崎市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>社会保険各法</u>」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(龍ヶ崎市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により龍ヶ崎市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により龍ヶ崎市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 龍ヶ崎市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる</p>

疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について医療保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

## 2 省 略

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 } 省 略  
7 }

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の

疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

## 2 省 略

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 } 省 略  
7 }

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の

属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者には、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障がい者等にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義

属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者には、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日(前々年の所得にあっては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障がい者等にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 省 略

3 省 略

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。